

特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材について（案）

- 1 第 14 回合同会合で報告した使用実態調査結果を踏まえ、検討対象資材として残っている資材（別紙 1）について、以下のとおり整理を行った。
 - （1）使用が報告されている資材
 - ①データが提出されている資材（10 資材、別表 1）
 - ②農薬の使用とは判断されない資材（4 資材、別表 2）
 - a 農薬以外の目的で使用されている資材
 - b 混合物として利用され、農薬としての効果が不明な資材
 - （2）使用が報告されていない資材（19 資材、別表 3）
 - （3）農薬とは判断されない資材（1 資材、別表 4）
- 2 上記の整理に基づき、別紙 2 のとおり対応する。

別表 1 使用が報告され、データが提出されている資材

資材の名称	当該資材の審議状況等
木酢液、竹酢液	第 6 回、第 10 回、第 11 回、第 14 回合同会合で審議。継続審議中。
ホソバヤマジソ（シソ科）	第 12 回、本合同会合で審議。
ウエスタン・レッド・シーダー（ヒノキ科ネズコ属樹木）	第 10 回、第 11 回合同会合で審議。継続審議中。
ヒノキの葉	第 10 回合同会合で審議。継続審議中。
二酸化チタン	第 13 回合同会合で審議。継続審議中。
インドセンダンの実・樹皮・葉	未審議
甘草（マメ科カンゾウ）	未審議
酵母エキス、クエン酸、塩化カリウム混合液	未審議
ヒバ油※	未審議
ヒノキチオール※	未審議

※2 別紙 1 では「ヒバ油、ヒノキチオール」という。

別表 2 使用が報告されているが、農薬の使用とは判断されない資材

資材の名称	当該資材の情報
a 農薬以外の目的で使用されている資材	
米糠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽熱消毒処理時に米糠を投入する方法 ・ 田植え時に米糠を同時に散布する方法 ・ 土壌表面に米糠を散布した後、乳酸菌を上から散布する方法
ニンニク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肥料及び土壌改良資材として使用する方法
b 混合物として利用されている資材	
ニンニク	<ul style="list-style-type: none"> ・ クエン酸との混合物 ・ 焼酎、糖類及び唐辛子との混合物 ・ 木酢液との混合物
糖類（糖アルコール、糖タンパク質及び少糖類以下の単純糖のみ。トレハロースを含み、ソルビトール（ソルビット）は除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植物活性剤の原料の一つとして使用 ・ ニンニク、焼酎及び唐辛子との混合物
ショウガ	<ul style="list-style-type: none"> ・ やぶがらしの根及びドラゴンフルーツの葉を焼酎に漬けた混合物

別表 3 使用が報告されていない資材

資材の名称
アミノ酸全般
イギス海藻（サンゴ海草）
インスタントコーヒー
インドール酢酸
カイネチン
苦楝皮（クレンピ：センダンの樹皮）
月桃（ショウガ科ゲットウ）
粉ミルク（スキムミルクを含む）
酒類（ビール、ウイスキー、日本酒、ワイン）※
食用菌類（シイタケ、食用きのこ菌）
食用植物油（サラダ油を含みツバキ油を除く）
食用天然ハーブ精油
食用デンプン類（ばれいしょデンプン、コーンスターチ、米デンプン、麦デンプン）
陳皮（ミカンの皮）
デキストリン
ネギの地上部
ビール酵母分解物
ヒバの葉
ワサビ根茎

※別紙 1 では「酒類（焼酎、ビール、ウイスキー、日本酒、ワイン）」という。

別表 4 農薬とは判断されない資材

資材の名称	当該資材の情報
弱毒ウイルス 栄養繁殖や接ぎ木等植物体として使用するもの及び汁液等単に植物体から取り出した形として使用するもの。	・植物が持っている（又は持った）性質をそのまま利用したものであり、植物を利用した耕種的防除の一つと判断。 (植物が持っている性質を利用した耕種的防除の例として、マリーゴールドの栽培・すき込みによる線虫の低減がある。)

特定農薬の指定の検討対象とする資材一覧

番号	資材	番号	資材
1	アミノ酸全般	19	ネギの地上部
2	イギス海藻(サンゴ海藻)	20	ビール類酵母分解物
3	インスタントコーヒー	21	ヒノキチオール、ヒバ油
4	インドセンダンの実・樹皮・葉	22	ヒノキの葉
5	インドール酢酸	23	ヒバの葉
6	ウエスタン・レッド・シーダー(ヒノキ科ネズコ属樹木)	24	ホソバヤマジソ(シソ科)
7	エチレン	25	ワサビ根茎
8	カイネチン	26	苦楝皮(クレンピ:センダンの樹皮)
9	甘草(マメ科カンゾウ)	27	月桃(ショウガ科ゲットウ)
10	酵母エキス、クエン酸、塩化カリウム混合液	28	電解次亜塩素酸水
11	粉ミルク(スキムミルクを含む)	29	酒類(焼酎、ビール、ウイスキー、日本酒、ワイン)
12	米糠	30	食用デンプン類(ばれいしょデンプン、コーンスターチ、米デンプン、麦デンプン)
13	弱毒ウイルス	31	食用菌類(シイタケ、食用きのこ菌)
14	ショウガ	32	食用天然ハーブ精油
15	食用植物油(サラダ油を含みツバキ油を除く)	33	陳皮(ミカンの皮)
16	デキストリン	34	糖類(糖アルコール、糖タンパク質及び少糖類以下の単純糖のみ。トレハロースを含み、ソルビトール(ソルビット)は除く)
17	二酸化チタン	35	木酢液、竹酢液
18	ニンニク		

検討対象資材の取扱い（案）

1 パブリックコメントの実施

- (1) 検討対象資材から別表 2、3、4 の資材を除外することについてパブリックコメントを実施する。
- (2) パブリックコメントの結果、使用が確認されなかった資材については、検討対象資材から除外する。
- (3) パブリックコメントの結果、使用が確認された資材については、使用の詳細について情報を収集する。
- (4) 情報収集の結果、農薬としての使用が確認されなかった資材については、検討対象資材から除外する。
- (5) 情報収集の結果、農薬としての使用が確認された資材については、検討対象資材に残す。
- (6) 上記を踏まえ、合同会合において、パブリックコメント（回答）（案）について審議を行う。
- (7) 農業資材審議会農薬分科会にパブリックコメント（回答）（案）を報告する。
- (8) パブリックコメント（回答）を行うとともに、通知を発出する。

2 合同会合での審議

- (1) 検討対象資材に残った資材については、合同会合で審議を行う。
なお、食品については、事務局において資料を整理後、食品以外については、情報提供者から検討に必要な資料が提出され次第、合同会合で審議を行う。

